［条を削る。］

4　第一項の規定により日額旅費の支給を受ける職員が、天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、宿泊した日については宿泊料定額（公用の施設に宿泊した場合には、第十一条第二号に規定する額）を日額旅費として支給する。

5　第一項の規定により日額旅費の支給を受ける職員が、公務上の必要により翌日にわたり引き続き五時間以上その職務に従事し、宿泊施設に宿泊しなかつた場合には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額の宿泊料を日額旅費として支給する。

一　在勤地外における旅行　第一項第四号イに掲げる額の範囲内の額

二　在勤地内における旅行　第一項第四号イに掲げる額の二分の一に相当する額の範囲内の額

第十六条　法第二十六条第一項第二号に掲げる旅行については、研修又は講習等が開始される日から終了する日までの間、法第六条第一項に規定する旅費に代え、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額の日額旅費を支給する。

一　警察学校の学生を命ぜられた職員

イ　警視正若しくは警視又はこれに相当する職務にある職員　二千八十円

ロ　警部又はこれに相当する職務にある職員　二千八十円

ハ　警部補又はこれに相当する職務にある職員　千八百六十五円

ニ　巡査部長又はこれに相当する職務にある職員　千六百九十円

ホ　巡査又はこれに相当する職務にある職員　千六百円

二　教育委託学生を命ぜられた職員　千六百円

三　研修生又は講習生を命ぜられた職員

イ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合

(1)　警察学校の施設に宿泊する場合（研修又は講習の期間が六月未満の場合に限る。）　千五百九十円

(2)　国が主として職員の研修等に伴う宿泊の用に供している施設のうち警察学校の施設以外の施設に宿泊する場合

宿泊料を徴しない場合　二千八十円

宿泊料を徴する場合　二千八百円

(3)　(1)及び(2)以外の施設に宿泊する場合

宿泊料を徴しない場合　二千八十円

宿泊料を徴する場合　三千八百円

ロ　下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合　三千二百六十円

ハ　旅館に宿泊する場合

三十日未満の期間につき　五千九百十円

三十日以上六十日未満の期間につき　五千三百十円

六十日以上の期間につき　四千七百二十円